



内務省特報



◎内務省告示第四百八十四號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年九月一日ヨリ
長崎縣北高來郡諫早町、小栗村、小野村、有喜村、眞津山
村、本野村及長田村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ諫早市ヲ置ク
昭和十五年八月三十日

内務大臣 安井 英二

◎内務省告示第五百十二號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ
昭和十五年九月二十日

内務大臣 安井 英二

◎内務省告示第四百八十五號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年九月一日ヨリ
熊本縣八代郡八代町、太田郷町、植柳村及松高村ヲ廢シ其
ノ區域ヲ以テ八代市ヲ置ク

昭和十五年八月三十日

路線名 區 間

一 號 諫早縣庵原郡 袖師村地内 昭和十五年九月二十日

工事終了ノ期日

◎地方長官會議の開催

現内閣の地方長官會議は新體制中核組織の具體化とにら

み合せて招集すべく内務省に於て諸般の準備を進めてゐたところ大政翼賛會の機構並に首脳人事も今月中に本筋を終了する見透しがついたのでいよいよ來月六日地方長官會議を招集、七、八兩日會議開催と決定安井内相は二十日の定例閣議にこの旨諒解を求めた、今回の地方長官會議は政府の一般政策の傳達以外に大政翼賛運動に關して

一、政府の決意を闡明し運動の具體的目標を傳達し

一、大政翼賛運動に對する地方の率直なる聲を聞き地方支部結成に對する全面的協力を要請する

など飽迄重點主義により短期間に終了する豫定で、直ちに全國の地方支部組織に着手する方針である。

日程及び議題に就ては各省間の協議により今月末までに決定するが、第一日は首相官邸で近衛首相の訓示その他第二日は内務省で開催關係各省の指示を行ふことゝならう。

◎新體制準備會第一回會議に於ける近衛首相の聲明發表

内務省特報

八月二十八日委員長たる近衛首相をはじめ委員、常任幹事は相前後して首相官邸に參集、官邸二階大廣間の會場には近衛首相を中心にとくに自由討議への心遣ひから席の配置にも固苦しい形式を取除け國民翼賛體制を産み出すに相應しい雰囲気も早くも見られる、出席者は（政府側）近衛首相をはじめ全閣僚、村瀨法制局長官、富田書記官長ほか關係官、（民間側）後藤文夫、有馬頼寧伯、井田馨楠男、堀切善次郎、太田耕造、永井柳太郎、前田米藏、岡田忠彦、小川郷太郎、金光庸夫、秋田清、麻生久、平賀讓、井坂孝、八田嘉明、白鳥敏夫、末次信正、橋本欣五郎、中野正剛、葛生能久、岡崎勉、古野伊之助、高石眞五郎、正力松太郎、緒方竹虎の二十五委員（大河内正敏子は旅行缺席）および幹事後藤藤隆之助氏、定刻午後二時開會、劈頭委員長近衛首相は草稿を前に歴史的聲明を述べて開幕の挨拶に代へたが首相はそのなかにおいて時艱克服のためには強力なる國民組織の樹立による翼賛體制の確立の急務なる所以を力強く論述しその具體化に關し準備會の衷心よりの協力を要請し

た。次いで議事進行のため首相より當日の座長として末次信正大將を指名し末次大將座長席に着いて議事に入った。

すなはち準備委員から活潑な質疑が行はれ、これに應へて近衛首相ならびに常任幹事富田書記官長らから説明が行はれ、かくて第一回會合においては聲明に盛り込まれた新體制理念の闡明を中心に眞摯な議論が展開された。

新體制準備會第一回會議における近衛内

閣總理大臣聲明

いまやわが國は世界的大動亂の渦中において東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつつある、この秋にあたり世界情勢に即應しつつ能く支那事變の處理を先遂することともに進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し如何なる事態が発生するとも独自の立場において迅速果敢かつ有効適切にこれに對處し得るやう高度國防國家の體制を整へねばならぬ、しかし高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつてここに政治、經濟、教

育、文化などあらゆる國家國民生活の領域における新體制確立の要請があるのである。

この要請は一内閣一黨派一個人の要請をはるかに越えた國家的要請であり、また何らか特定の政策のためにのみ必要とされる一時的なる要請でもなく、必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得るための恒常的なる要請である。

いまわが國がかくのごとき強力なる國內新體制を確立し得るや否やは正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。

かかる新體制に含まるるものとしてはまづ統帥と國務との調和、政府部内の統合および能率の強化、議會翼賛體制の確立などが擧げられねばならぬ、これらの事項については政府の立場においても銳意その實現を期しつつある、しかしながらさらに重要なるはこれらの基底をなす萬民翼賛のいはゆる國民組織の確立であつて、ここに準備會を招請し協議協力求めんとするのも正にこの問題についてであ

る。

この國民組織の目標は國家國民の總力を集結し一億同胞をして生きた一體として等しく大政翼賛の巨道を完うせしむるにある、かかる目標を達成するには全國民がその日常生活の職場、職場において翼賛の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである。思ふに從來の如く國民の大多數が三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみをもつて政治と關係する唯一の機會とするがごとき状態にあつては國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのもむしろ當然といふべきであらう。

國民組織は國民が日常生活において國家に奉公する組織なるがゆゑにそれは經濟および文化の各領域にわたつて樹立されねばならぬ、すなはち經濟においても文化においてもあらゆる部門がそれ／＼縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的なる組織が作られねばならぬ今日、經濟、文化兩方面において政策を樹立する當局者が國民の實際生活について眞の理解を有せずまた

國民の側においても國家の政策決定に無關心でありかくて取締るものと取締られるものが對立的關係におかるるとき傾向あるは正しく萬民翼賛の實を擧ぐべき組織なきところより生るる缺陷である。かく考ふる時いふところの國民組織の眼目が那邊にあるかは自ら明白である。すなはちそれは國民をして國家の經濟および文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢にいたるまで行渡らせるものなのである。

かかる組織の下においてはじめて下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

以上のごとき國民組織が完成されるためには一の國民運動が必要である。元來かくのごとき國民運動は國民の間から自發的に盛上つて來るべきであつて政府がこの種の運動を企畫指導しまたはこれを行政機構化することは國民の自發的總力の發揮を妨ぐるの虞があるのである。しかしながら現下の情勢はかかる運動の自然發生的展開にのみ期待す

るを許さず、かつまた下からの運動はややもすれば分派的抗争に陥り眞實の國民運動となり得ぬ虞がある。ここにおいて政府もまたこの運動にたいして當然積極的にこれを育成指導する必要があるのである。

かく觀じ來れば國民組織の運動は一に官民協同の國家的事業であり全國的なる國民翼賛運動にほかならぬのである。しかしてこれは單に狭き意味における精神運動ではなく實に政治理想と政治意識の高揚を目的とするものである。これがためには廣く朝野有名無名の人材を登用して運動の中核體を組織しそこに強力なる政治力と實踐力を結集せしめることがこの運動に不可欠の要件となるのである。

かくのごとくこの運動は高度の政治性を有するものではあるがこれは斷じていはゆる政黨運動ではない。政黨は抑も個別的分化的なる部分の利益、立場を代表することをその本質中に藏してゐる。勿論部分なき連帶はないのであるから政黨がその中に部分的要素を持つといふことのみをもつてこれを非難するはかならずしも當らぬ、ことに經濟活

動の基礎が自由主義の原理にあつた時代においてはかかる政黨の存立もその意味があつたのであつてわが國においても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸長したことはこれを認めねばならん、しかしながら同時に政黨の過去における行動がややもすればわが議會協賛の本然の姿から逸脱する憾みの少くなつたこともまたこれを否定すべくもない。

國民組織の運動はかかる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超克せんとする運動であつてその本質はあくまで學國的全體の公的なるものである。それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、従つてその活動分野は國民の全生活領域におよぶものである。國民組織運動はその故に假りに民間運動としてはじめられた場合においても已に本質上は從來の概念における政黨運動ではない、むしろ政黨も政派も經濟團體も文化團體もすべてを包括して公益優先の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものであり、いはんやこの運動が政府の立場においてなされる場合にはそれはいかなる意味におい

ても政黨運動ではあり得ない。苟くも廟堂に立つて輔弼の重責に任ずるものはあくまで全體の立場に立つものである。自ら部分的對立的抗争性をその本質のうちに含む政黨運動に従事することは許されぬものと考ふるものである。

國民組織とくに政府によつてなされる國民組織の運動が政黨運動の形をとるべきものでないこと上述のごとくであるが、さればといつていはゆる一國一黨の形をとることもまた到底許されぬ。何となれば一國一黨は一つの「部分」をもつてただちに「全體」となし、國家と黨を同一視し「黨」に反對するものをもつて國家に對する叛逆と斷じ「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首をもつて恒久的なる權力の把持者となすことを意味するからである。かかる形態が他國において如何に優秀なる実績を示したりとはいへ、その形態をたゞちに日本において認むることは一君萬民のわが國體の本義を紊すものといふべきである。わが國において萬民齊しく翼賛の責に任ずるのであつて一人もしくは一黨が權力によつて翼賛を獨占することは絶対に許されぬ。

萬一翼賛の意志において異なるものありとすればこそ聖斷に仰ぐべきであり、一たび聖斷の下されるときはすべて臣僚が「承詔必謹」の大義に歸一することが日本政治の眞の姿でなければならぬ。

要之新なる國民組織は國民があらゆる部門において大政翼賛の誠をいたさんとする國家的かつ恒常的なる組織である。素よりこれが完成は至難のことに屬するとはいへしかも政府はこれを以て時艱を克服するに最善の途なりと信ずる本年二月十一日には長くも、大詔を渙發せられ非常の世に際しわれ々臣民の處すべき道を明らかにし給うたのであるが、政府はここに 聖旨を奉體し挺身してかかる國民翼賛運動の先頭に立ち現下我國の直面する大試練を突破して、以て皇運扶翼の重責を完うせんとするものである。

新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひかくのごとき國民組織の一般的構成、國民運動の中核體の組織、それと現存諸團體との調整、國家機構との聯繫などにつき協議、協力を乞はんとするものである。